

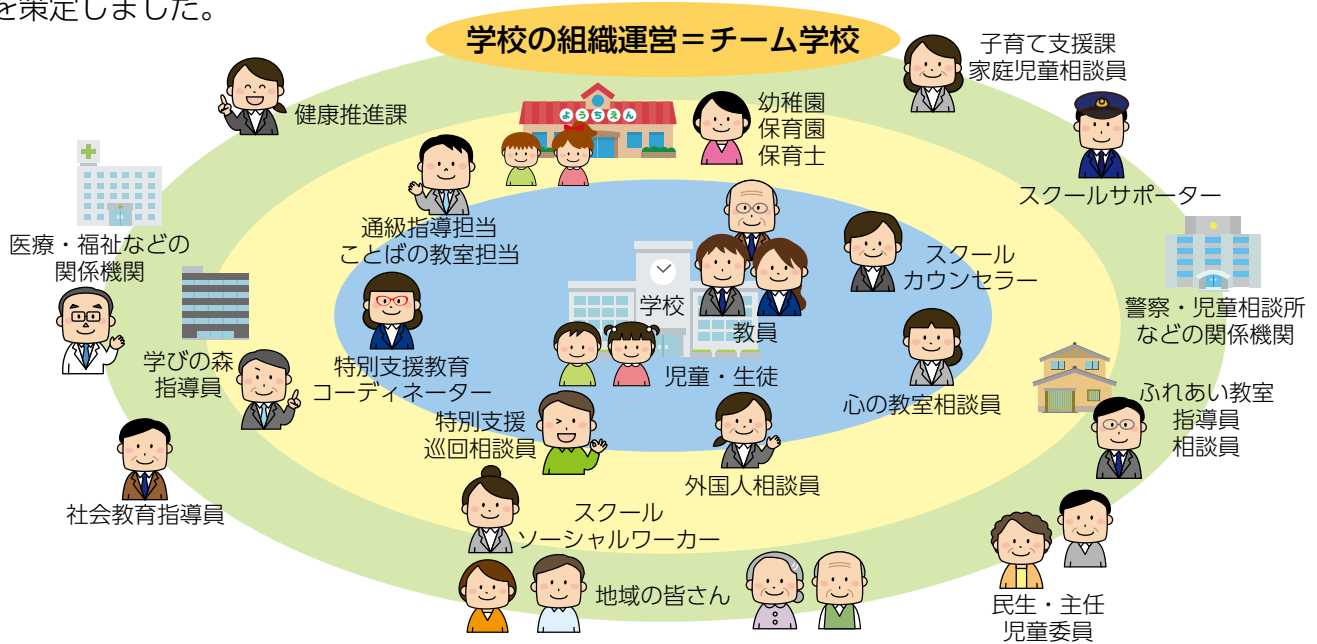
いじめ防止基本方針を策定

健やかでたくましい心を育むために

子どもたちが心身ともに健康で安心して成長できるように、いじめのない地域を目指し、いじめ問題に対応していくため「いじめ防止基本方針」を策定しました。

学校教育課

☎995-1838



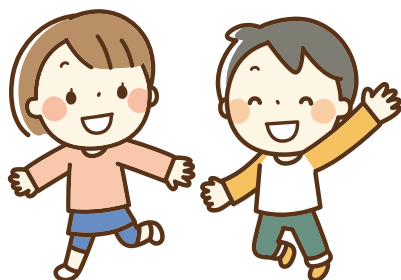
いじめ問題は学校だけでなく地域の問題として取り組みます

いじめのない地域に向けて

いじめ防止対策推進法では「地方公共団体は地域の実情に応じ、いじめ防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるもの」と規定されています。

いじめとは、児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもあります。

市では、いじめを学校だけの問題とせず、いじめ防止などのための対策を市として実効的に行うために、「いじめ防止基本方針」を策定しました。



いじめの未然防止に取り組みます

いじめは全ての児童・生徒に関する問題です。どの子どもにも、どんな場所でも起こりうることを踏まえ、全ての子どもに向けた対応が求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめをしない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」のもと、学校や家庭だけでなく、地域社会全体で、いじめの未然防止に取り組みます。

地域一体となって！

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格形成に大きな影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものです。「いじめの防止」「早期発見」「早期解決」につなげるため、市や学校、家庭、地域などが連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応します。

◆いじめ防止基本方針の詳細内容は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

